

7-9 資格制度・法制化検討特別WG

1. 主な活動の記録

(1) 活動の目的

本WGは、『資格制度・法制化検討推進本部』を新規に立ち上げるための準備WGに位置づけて設置した特別WGである。

また、設置段階での当面の活動期間である2年間を経たが、『資格制度・法制化検討推進本部』の設置方針の確定までには至っておらず、今年度も継続活動を行うこととして、以下に挙げた項目を主体に整理してきた。

- ・外部学識経験者（大森協会顧問弁護士／木下日大教授）との意見交換も踏まえ、活動の基本方針を再整理する。
- ・資格法として、法制化するための課題を整理する。特に、建築士法と技術士法を比較することにより、建設コンサルタント資格を法制化する場合の課題を具体的に取りまとめる。
- ・国交省への要望と提案項目として取りまとめるとともに、『資格制度・法制化検討推進本部』設立のための具体的な方針を整理する。

(2) 今年度のWGの開催実績

第1回：平成28年4月13日

第2回：平成28年7月12日

第3回：平成28年9月20日

大森先生指導；平成28年5月11日

木下先生指導；平成28年5月12日

(3) 外部学識経験者の意見集約

- ・技術士法との関係を整理しておくべきであり、技術士法で足りていない部分があるため、新たな資格制度で規定するという論理立てが必要である。その際に建築士法との比較もしておくことと鮮明となるはずである。
- ・建築だけではなく、土木も官発注ばかりではなく、民発注も増大してくる時代背景があり、コンサルタントも届出制ではなく、しっかりとした登録制とすべきである。
- ・建設コンサルタント資格と業法のない建設コンサルタント業界を結びつけるルールも必要

である。

- ・技術士よりもグレードの高い官民共通の資格も必要である。
- ・建設コンサルタントに適用すべき技能レベルの整理も必要である。
- ・プロジェクトの総合的な監理の視点も必要となる。

(4) 技術士法と建築士法との比較を踏まえた資格法の要件

比較検討の結果、技術士法では、建設コンサルタントが担当する業務内容・責任の範囲等を規定することは困難であり、新たな資格法が必要なことが再確認できた。

- ①技術士法は、社会インフラに関与する技術者を特定した資格設定ではなく、建設関連のみではなく、広く技術者全体の資質を規定したものとなっている。そのため、建築士法のような担当すべき業務・成果内容は規定できていない。
- ②建設コンサルタントの資格法として位置づけるためには、建設コンサルタントが担っている業務内容と成果の想定が必要である。
- ③今後、建設コンサルタントの資格法を整備する場合、相応の責任と義務を明記し、品質確保に対する責任（瑕疵責任）も規定する必要がある。
- ④その他、公共土木設計業務等標準委託契約約款との整合も図る必要がある。

2. 次年度の活動について

来年度以降の活動として、「資格制度法制化検討推進特別委員会」を立ち上げて、外部有識者を含めた委員会活動により、協会としての方針を明確化することを提案する。

- ① “法制化の具体的な検討・提案を行うための第三者機関の設置”に向けた整理。
- ② ①の設置に向けて、監督官庁である国交省の理解を深める働きかけを行う。
品質確保あるいは本格的なPM/CM業務の展開のための資格の新設も検討する。

（資格制度・法制化検討特別WG WG長
渡邊 浩）